

請 願・陳 情 文 書 表

(令和5年第3回土浦市議会定例会)

受理 番号	受 理 月 日	区 分	要 旨	請願・陳情者	紹介議員	付 託 委 員 会	頁
4	5. 8. 16	請願	第二期土浦市地球温暖化 防止行動計画の前倒しで の見直しに関する請願	土浦市 [REDACTED] [REDACTED]	今野 貴子	総務市民 委員会	2～18
5	5. 8. 24	請願	教職員定数改善と義務教 育費国庫負担制度堅持の ための政府予算に係る意 見書採択を求める請願	茨城県水戸市笠原町 978- 46 茨城教育会館 2F 茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 他 376 名	奥谷 崇	文教厚生 委員会	19～21

第二期土浦市地球温暖化防止
行動
計画の前倒しでの見直し
に関する請願

紹介議員 今野貴子

行動計画

(件名) 第二期土浦市地球温暖化防止の前倒しでの見直しに関する請願

(趣旨・理由等)

近年、酷暑や集中豪雨など、気候変動により災害が激甚化しており、世界全体が危機的状況に陥っており、土浦市近隣での自然災害も顕著であります。目の前の自然災害に加えて、次世代への責任として私たちが最善の努力を果たす必要があることは共通の認識ではないかと思えます。

2020 年 10 月に日本政府は、「カーボンニュートラル宣言」を行なうと共に、2021 年 4 月には、2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から比較して 46%削減すること、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

更に本年 5 月に行われた G 7 広島サミットでは、「上昇を 1.5℃までの抑制目標」の達成に向けて、遅くとも 2025 年までに世界の温室効果ガス排出量を頭打ちにし、温室効果ガスを 2019 年比で 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第六次評価報告書統合報告書（2023 年））を強調し、7 月には国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した。化石燃料の利益と気候変動に対する無策は容認できない」と発言しています。

ところが第二期土浦市地球温暖化防止^{行動}計画（参考資料）の目標は「2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で総排出量で 18%以上削減を目指します」（P. 32）と極めて低い目標となっています。

土浦市が、こうした極めて低い目標を設定した理由として第二期土浦市地球温暖化防止^{行動}計画には、「産業部門が全体の 6 割以上を占めています。これは図 2-11 で示す茨城県全体の排出量の内訳と似た構成を示しています。」（P. 24）と地方自治体ではコントロールが困難な産業部門の存在を示唆した上で、「排出量の内訳の傾向が茨城県と類似することを鑑みて、茨城県地球温暖化対策実行計画の削減目標に準拠することとします。」（P. 31）と、削減目標設定の理由を茨城県に委ねています。

上記の目標設定は、P. 24～31 にわたって過去の温室効果ガス（グラフの単位では二酸化炭素）の排出量推移を挙げ、その延長としての到達の可能性を測っていますが、そもそもカーボンニュートラルといった現在の技術だけでは実現が困難な課題に対しては、施策の積み上げによるフォアキャスティングの考え方ではなく、ゴールを定めその実現に向けた施策を創造するバックキャスティングの考え方で取り組むべきものであります。

土浦市は、ゼロカーボンシティ宣言を行なっていますが、産業部門の二酸化炭素排出比率が高いことを論拠としている状況から推量しますと、

ゼロカーボンシティ宣言に伴う地方自治体の実行計画に関する国のコンセプトとは違うのでは？と推察致します。

国が地方自治体に求めている実行計画で産業部門については、地方自治体が影響力を持ちにくい大規模事業者はとりあえず脇に置いて、地方自治体が自身の施策で影響力を持てる中小規模の事業所に集中してやってくださいというのがコンセプトのようです。

ですから、「土浦市は産業部門からのCO₂排出量が多いから」と高い目標値の設定を見合わせる必要はなく、高い目標値を掲げて^{行動}計画を推進できるのではないかと考えます。

環境省の「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」をご紹介します（https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html）。

この中で「事務事業編」（公共施設の対策）と「区域施策編」（地方公共団体が策定する地方公共団体実行計画）のマニュアルが準備されています。

国のコンセプトについては「区域施策編」において、大企業の具体的な対策・施策に関しては大企業の取組に委ねる旨の記載がございます（※1）。

※1：地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（本編）

P.105「（4）総量削減目標設定における留意点」を参照下さい。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_main_202303.pdf

その抜粋を下記致します。

【大規模排出源となる事業所が区域内に存在し、(中略) 当該事業者が事業者全体としてカーボンニュートラルの達成を目指すこととしていた場合に、実行計画の長期、中期目標等を検討する場合には、それらの事業者の計画等に沿って削減が進んでいくことを前提とし、具体的な対策・施策については事業者の取組に委ね、地方公共団体としてはまずはその他の中小企業や住民をターゲットとした対策に特に注力する、あるいは地方公共団体として実施可能な事業環境の整備に取り組むといった計画策定の仕方もあり得ます。】

結論として、「土浦市は産業部門からのCO2排出量が多いから」という考えではなく、市が主導する中小企業・都市計画・住宅・交通・住民をターゲットとした施策に、大規模事業者がお持ちの計画と目標をそのまま織り込んで、高い目標値での市の^{行動}計画とすれば良いものと考えます。

^{行動}
第二期土浦市地球温暖化防止^{行動}計画のP. 2「3. 計画期間」では2030年度が最終年度で、2025年度に中間見直しを行なうとありますが、これは社会の要請に応じておらず全くスピードが遅すぎます。

^{行動}
現状の第二期土浦市地球温暖化防止^{行動}計画の施策内容は啓発・啓蒙など実効性の薄いものも多々あり、その見直しには下記の体制を整えた上で1年間以上はかかるであろうと思われますので、今から着手して2025年の見直しにやっと間に合うものと考えます。

よって、下記事項を請願致します。

記

- 1) 第二期土浦市地球温暖化防止^{行動}計画の見直しに即着手し、
少なくとも国レベルの目標の設定を行うこと
- 2) 市長をトップとする部門横断の推進体制を構築すること
(産業政策・都市計画・住宅政策・交通政策など多岐にわたる連携が
必要ですから、部門がバラバラで動いたのでは目標を達成し得ません)
- 3) 環境審議会の下に土浦市地球温暖化防止^{行動}計画見直しの作業部会
を設置し、専門家に加え広く市民の参加も促し作業を進めること

2023年 8月 16日

請願者

住所 茨城県土浦市

連絡先

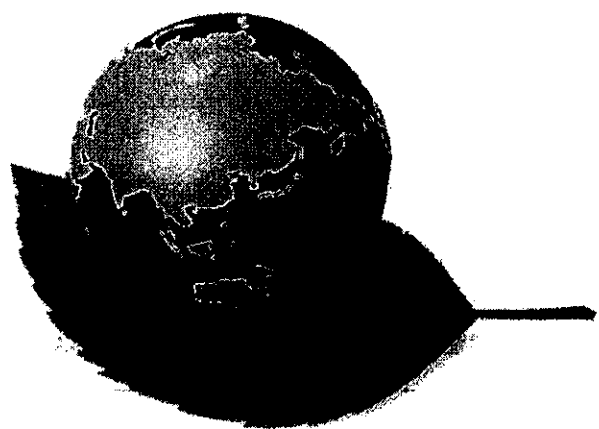
土浦市議会議長 島岡 宏明 殿

(添付参考資料)

第二期土浦市地球温暖化防止^{行動}計画 (表紙、P.2、P.24～32の抜粋)

第二期土浦市 地球温暖化防止行動計画

水と緑 人と人の『環』^わでつくる
低炭素都市を目指して



土 浦 市



3. 計画期間

計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2030（令和 12）年度までの 11 年間とし、環境や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画は国が掲げる「政府実行計画*」と基準年及び目標年を合わせ、整合を図るものとします。

表 1-1 計画の期間

令和（年度）	2	...	7	...	12
西暦（年）	2020	...	2025	...	2030
第二期土浦市 地球温暖化 防止行動計画	計画 開始 年度	→		計画 見直し 年度	計画 目標 年度

土浦市地球温暖化防止総合サイト 「つーちゃんネット」

本計画を含む、地球温暖化防止に向けた取組や関連情報を紹介しています。

URL : <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page002932.html>

つーちゃんネット



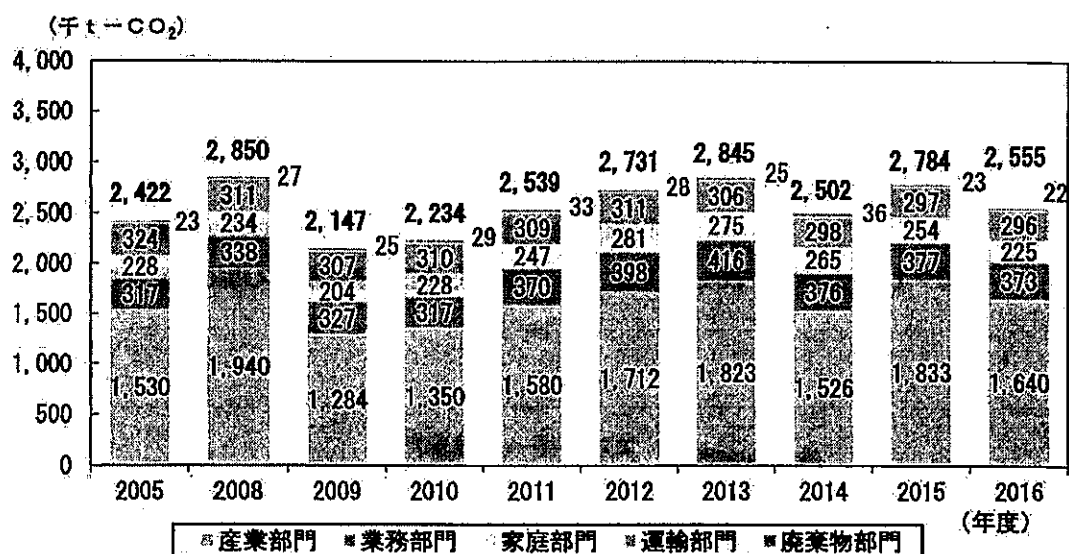
土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター
「つーちゃん」



図2-9は部門ごとのエネルギー起源CO₂*排出量及び一般廃棄物*の焼却処分時に発生するCO₂*（非エネルギー起源）排出量を対象とした2005（平成17）年度から2016（平成28）年度の推移です。排出量は増減を繰り返し、2005（平成17）年度と比較すると、2016（平成28）年度は133千t-CO₂*増加しています。

また、表2-2で示すとおり、本市の温室効果ガス*排出量は臨海部の工業団地を有する3市に次ぎ、県内で4番目に多くなっています。

排出量の内訳は、図2-10で示すとおり、産業部門が全体の6割以上を占めています。これは図2-11で示す茨城県全体の排出量の内訳と似た構成を示しています。



※少数の計算の関係上、合計値が一致しない場合があります。
資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計値」より作成

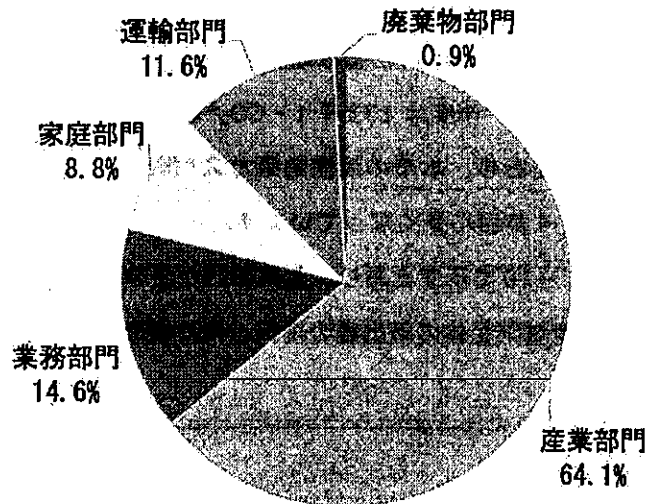
図2-9 土浦市の温室効果ガス排出量の推移

表2-2 2016（平成28）年度における県内市町村の温室効果ガス排出量

単位：千t-CO₂

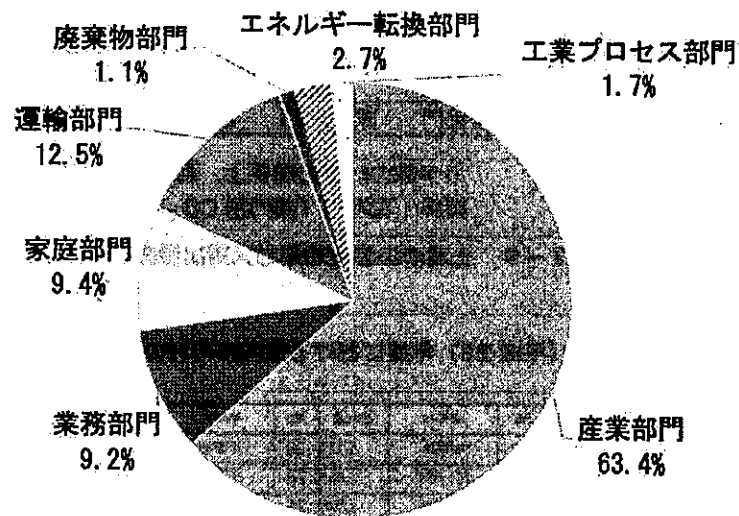
No.	市町村	排出量	No.	市町村	排出量	No.	市町村	排出量	No.	市町村	排出量
1	神栖市	4,006	12	坂東市	1,113	23	下妻市	753	34	茨城町	342
2	日立市	3,597	13	鉾田市	1,054	24	牛久市	729	35	八千代町	335
3	ひたちなか市	3,029	14	守谷市	1,026	25	稲敷市	638	36	行方市	328
4	土浦市	2,555	15	石岡市	1,021	26	石巻町	605	37	東海村	305
5	古河市	2,541	16	阿見町	962	27	常陸大宮市	515	38	潮来市	298
6	つくば市	2,263	17	つくばみらい市	928	28	柳川市	467	39	美浦村	282
7	水戸市	2,198	18	北茨城市	843	29	高萩市	456	40	大洗町	201
8	鹿嶋市	1,832	19	小美玉市	818	30	鉾田市	438	41	城里町	162
9	筑西市	1,787	20	笠間市	815	31	那珂市	418	42	大子町	156
10	常総市	1,443	21	結城市	795	32	常陸太田市	380	43	河内町	91
11	取手市	1,301	22	かすみがうら市	760	33	筑前町	351	44	利根町	83

資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計値」より作成



資料：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」より作成

図2-10 土浦市の2016（平成28）年度における温室効果ガス総排出量の内訳



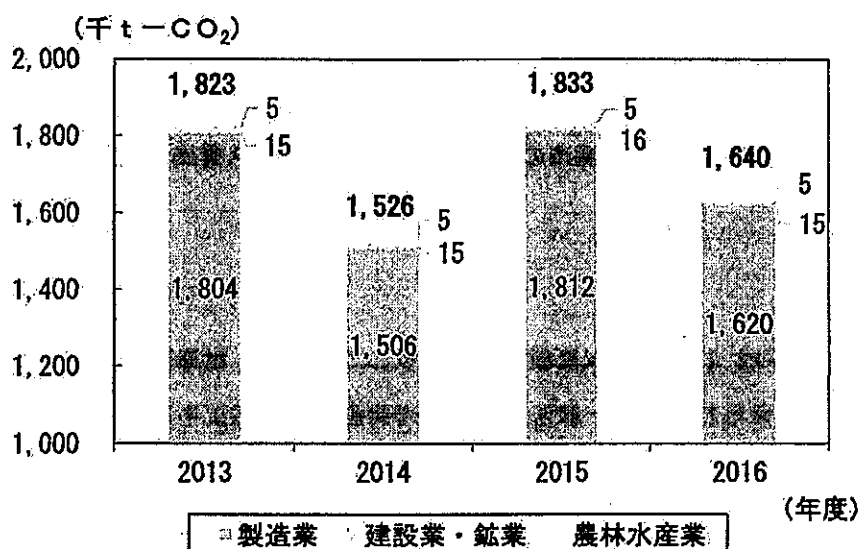
資料：令和元年度版茨城県環境白書

図2-11 茨城県の2016（平成28）年度における温室効果ガス総排出量の内訳

(2) 部門ごとの推移

①産業部門

2013（平成 25）年度以降変動を繰り返しています。排出量の 95%以上は製造業が占めており、製造品出荷額が密接な関係を持っています。産業部門は景気変動の影響を受けやすいことから、年度ごとの変動が他部門と比較して大きくなっています。このほかに、各事業所・工場における省エネ・節減の取組も定着していることが考えられます（図 2-12）。

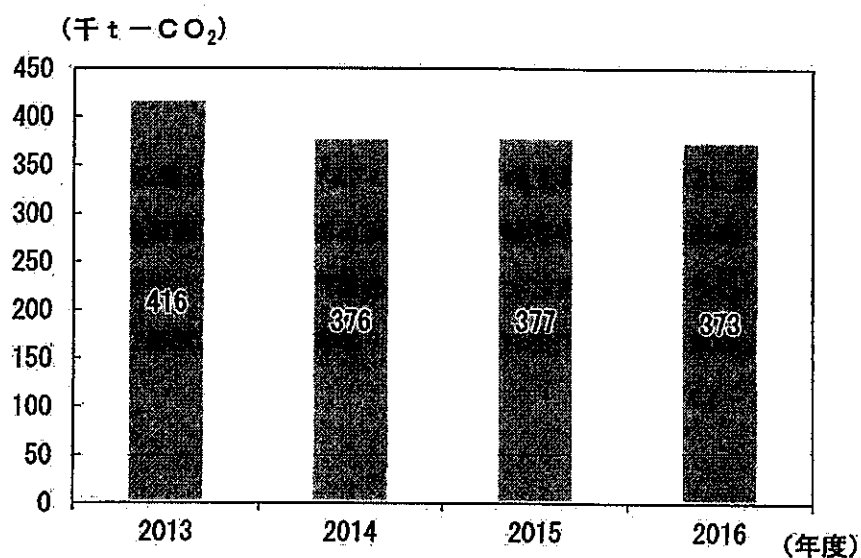


資料：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」より作成

図 2-12 土浦市の産業部門の温室効果ガス排出量の推移

②業務部門

2013（平成 25）年度以降わずかに減少傾向にあります。対象となるビル・販売店舗などのサービス業施設において、LED*照明などの環境配慮型設備が定着しつつあることが考えられます。今後、エネルギー消費量抑制に効果がある BEMS*も増加すれば、部門全体で更なる排出量の減少が期待されます（図 2-13）。

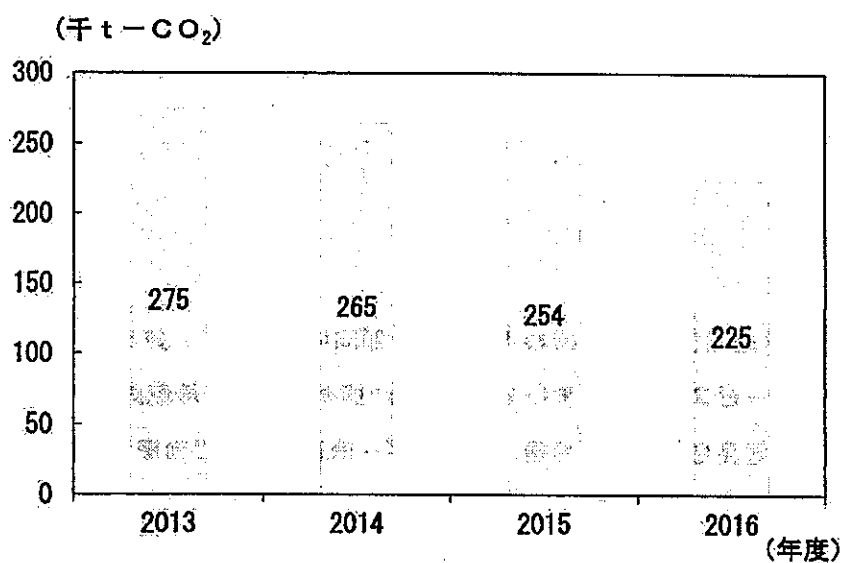


資料：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」より作成

図 2-13 土浦市の業務部門の温室効果ガス排出量の推移

③家庭部門

2013（平成 25）年度以降緩やかに減少しています。世帯数の変動が大きく関係していると考えられます。一般家庭で太陽光発電設備・省エネ家電などの環境配慮型設備が普及し、定着していることも排出量の減少につながっていると考えられます（図 2-14）。

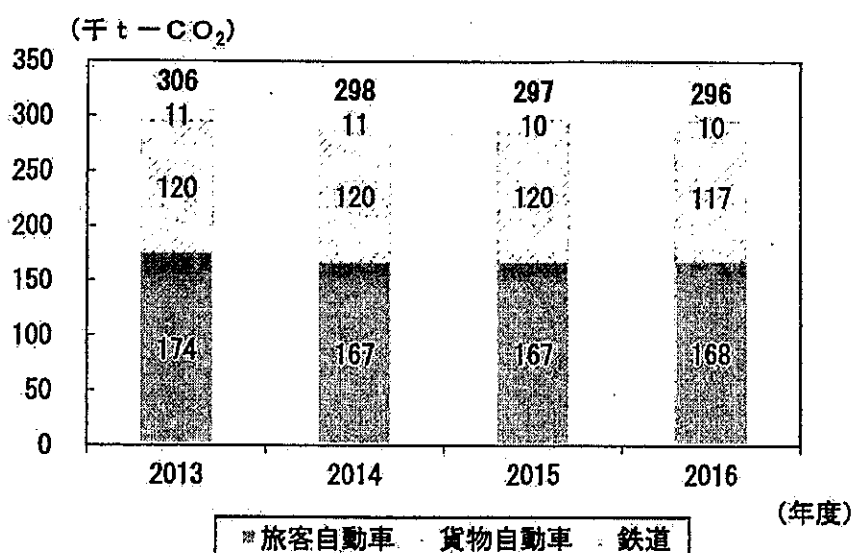


資料：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」より作成

図 2-14 土浦市の家庭部門の温室効果ガス排出量の推移

④運輸部門

2013（平成 25）年度以降目立った変動はなく、若干減少しています。排出量のうち約 95%は自動車（旅客・貨物）が占めています。市域における自動車保有台数は増加していませんが、電気自動車などの低公害車が一般家庭にも普及し始めているため、排出量が低下していると考えられます。また、船舶は土浦港に入港する船舶が対象となりますが、排出量は運輸部門全体の 0.5%未満となっています（図 2-15）。

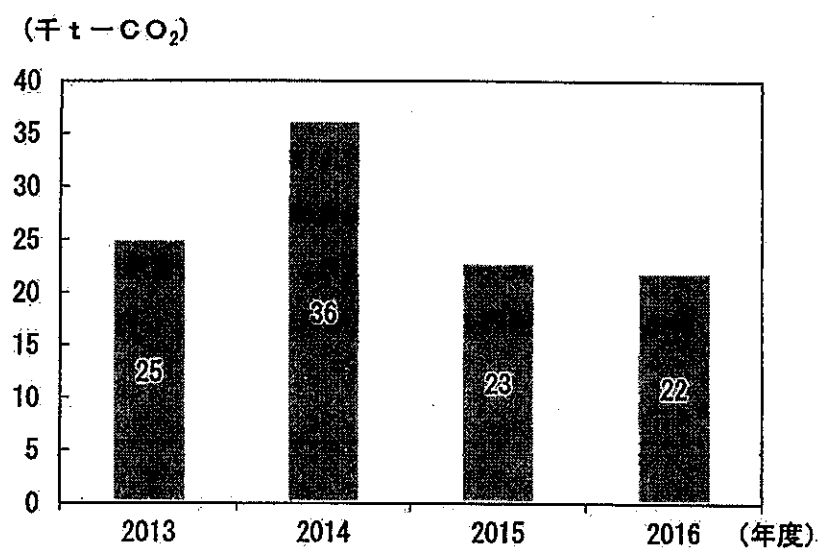


※少数の計算の関係上、合計値が一致しない場合があります。
資料：環境省「部門別 CO₂排出量の現況推計値」より作成

図 2-15 土浦市の運輸部門の温室効果ガス排出量の推移

⑤廃棄物部門

生ごみ・プラスチック製容器包装の分別回収が開始された 2015（平成 27）年度以降減少傾向を示しています。2018（平成 30）年 10 月から家庭ごみ処理有料化が開始され、今後、ごみの減量やリサイクル*率の増加に伴い、温室効果ガス*排出量が減少することが期待されます（図 2-16）。



資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計値」より作成

図2-16 土浦市の廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移

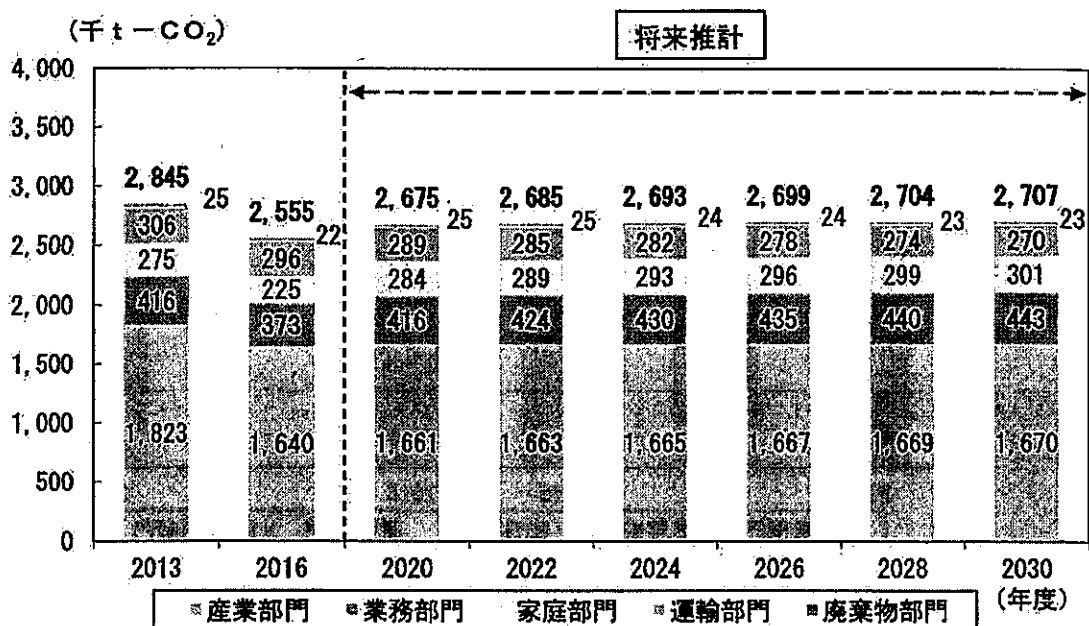
第3章 土浦市の温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

第1節 温室効果ガス排出量の将来推計

市域の温室効果ガス*排出量の将来推計は、過去10年間の実績を基に、各部門が現状で推移した場合の将来推計を算出しました。

その結果、運輸部門及び廃棄物部門は微減傾向を示しました。しかし、産業部門・家庭部門・業務部門は2016（平成28）年度と比較し増加する見込みとなっていることから、温室効果ガス*排出量は微増していくものと考えられます。

※推計方法については、資料編に記載しています。



※少数の計算の関係上、合計値が一致しない場合があります。

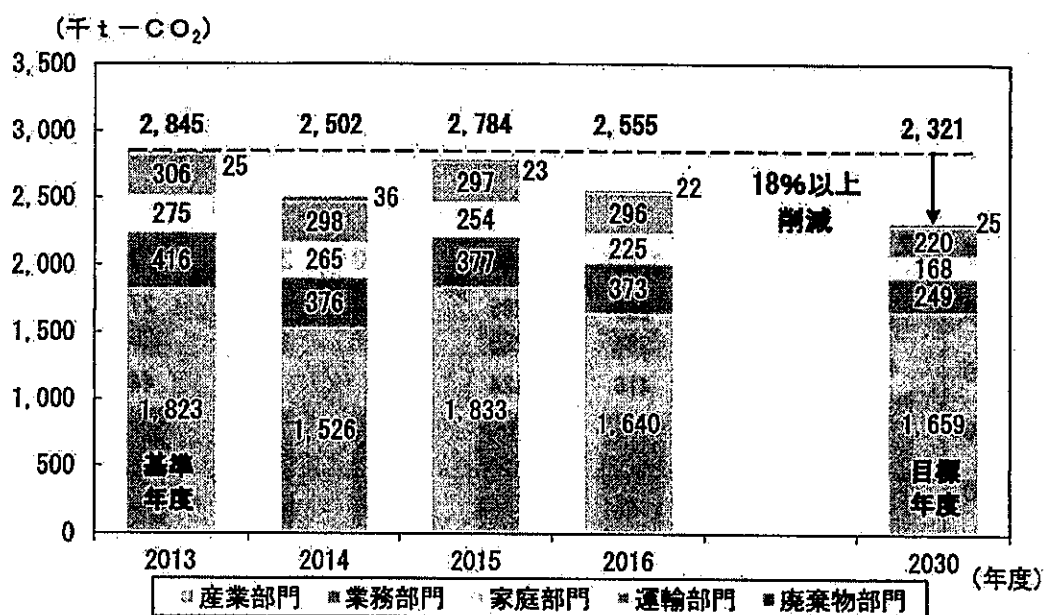
図3-1 土浦市の温室効果ガス排出量の将来推計

第2節 温室効果ガス排出量の削減目標

本市では、国が掲げる「政府実行計画*」の基準年及び目標年との整合を考慮し、基準年を2013（平成25）年度、目標年を2030（令和12）年度とします。

また、部門ごとの削減目標は、排出量の内訳の傾向が茨城県と類似することを鑑みて、茨城県地球温暖化対策実行計画の削減目標に準拠することとします。

各部門の削減目標は基準年度比で産業部門9%、業務部門40%、家庭部門39%、運輸部門28%、廃棄物部門は現状維持とし、全体では18%以上削減することとします（図3-2）。



※少数の計算の関係上、合計値が一致しない場合があります。

図3-2 本計画における温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量を

2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で

総排出量で 18%以上削減を目指します

産業部門	9%削減 国の削減目安より2.5ポイント高
	1,823 千t-CO ₂ （基準値）⇒ 1,659 千t-CO ₂ （目標値）
業務部門	40%削減 国の削減目安と同等
	416 千t-CO ₂ （基準値）⇒ 249 千t-CO ₂ （目標値）
家庭部門	39%削減 国の削減目安と同等
	275 千t-CO ₂ （基準値）⇒ 168 千t-CO ₂ （目標値）
運輸部門	28%削減 国の削減目安と同等
	305 千t-CO ₂ （基準値）⇒ 220 千t-CO ₂ （目標値）
廃棄物部門	現状維持
	25 千t-CO ₂ （基準値）⇒ 25 千t-CO ₂ （目標値）

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

議会議長 島岡 宏明 様

2023年8月23日

紹介議員氏名

奥谷 崇



団体名 茨城県教職員組合

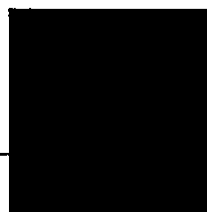
住 所 茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2F

TEL 029 (301) 0221

請願代表者 茨城県教職員組合 執行委員長

氏名

中山 幸男



ほか

376 名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める請願

請 願 趣 旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において次の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

意見書 第 号

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

土浦市議会議長名 島岡 宏明

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。